

平成 2 4 年度

- 第 1 5 回 (定例 ・ 臨時) -

教育委員会会議録

開 会	平成 2 5 年 1 月 1 0 日	午前 午後	4 時 3 0 分			
閉 会	平成 2 5 年 1 月 1 0 日	午前 午後	5 時 2 0 分			
会 議 場 所	教育委員室					
委員出欠	松村佳子	出	花山院弘匡	出	佐藤 進	出
	森本哲次	出	藤井宣夫	出	富岡将人	出
議事録署名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）の指定管理者の指定について</p> <p>報告事項 1 平成24年12月定例県議会の概要について</p> <p>報告事項 2 平成25年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員について</p>	<p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>松村委員長「ただ今から、平成24年度第15回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員が出席で、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>松村委員長「まず、はじめに前回の定例教育委員会会議録の承認についてです。」</p> <p>「なお、退任されました平田前委員長、藤岡前委員には、会議録の内容について既にご確認いただいています。」</p> <p>「お手元に配布の前回定例教育委員会会議録について、前回ご出席の各委員は内容をご確認ください。」</p> <p>「ご承認を頂けますでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">各委員一致で承認</p>	<p>承 認</p>
<p>議決事項 1 奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）の指定管理者の指定について</p>	
<p>松村委員長「議決事項 1 について説明願います。」</p> <p>教育長「昨年11月15日の第12回定例教育委員会で報告いたしました、奈良県社会教育センター研修施設の指定管理者の指定について、12月定例県議会において議決されたことを受けて、指定したことを相手方に通知するとともに、教育委員会告示を行います。詳細につきまして、人権・地域教育課長からご説明いたします。」</p> <p>人権・地域教育課長「指定管理者の指定については、昨年11月15日開催の定例教育委員会において、奈良県社会教育センター研修施設指定管理者選定審査会の審査結果を踏まえ、研修棟指定管理予定者及び宿泊棟借受事業予定者を決定いたしましたことをご報告させていただきました。このたび、12月県議会に提案し、議決を得ましたので、奈良県社会教育センター条例に基づき、奈良県教育委員会として、奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）の指定管理者を指定し、その旨を、相手方であるアスカ美装(株)に通知するとともに、教育委員会告示を行いたいと考えております。」</p> <p>松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」</p> <p>松村委員長「よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」</p> <p style="text-align: center;">各委員一致で可決</p>	

議案及び議事内容

松村委員長「議決事項1については可決いたします。」

報告事項1 平成24年12月定例県議会の概要について

松村委員長「報告事項1について報告願います。」

教育長「去る平成24年12月3日から12月14日まで開かれました、平成24年12月定例県議会の概要につきまして、会期中の12月12日に開催されました文教くらし委員会の概要を含めまして、教育次長よりご報告いたします。」

松田教育次長「平成24年12月県議会の概要についてご報告いたします。12月県議会は、去る12月3日に開会しまして、12月6日、7日に代表質問、10日と11日に一般質問、12日に文教くらし委員会が開催され、14日に閉会いたしました。

教育委員会関係の議案として、まず、議第71号平成24年度奈良県一般会計補正予算、議第99号財産の減額貸付について、議第100号奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）の指定管理者の指定についての、奈良県社会教育センターの指定管理に関する議案を3件上程いたしました。指定管理の制度は、いわゆる公の施設の管理に、株式会社をはじめとする営利企業、公益法人、あるいはNPOといった幅広い団体に、一括して施設の管理運営を代行させる制度です。具体的な案件として、葛城市寺口にあります社会教育センターは、平成20年度より指定管理により運営しており、平成24年度末に指定期間が終了することから、平成25年度以降の運営にかかる所要な議案で、その内容は昨年第12回定例教育委員会で既に報告したものです。

議第71号議案は、社教センター研修施設研修棟の管理委託料の上限として、平成25年度から平成29年度までの指定期間5年間で175,000千円とするものです。第99号議案は、平成25年4月1日から奈良県社会教育センター研修施設研修棟の指定管理者に、県が定める貸付料算定基準で算出した貸付料から15,000千円を減額し貸付料とするものです。最後に、議第100号議案は、社教センター研修施設指定管理者選定審査会の審査結果を踏まえて、アス力美装株式会社を指定管理者とするものです。

次に議第102号の教育委員の任命についてでございます。平田委員、藤岡委員の任期満了に伴い新たに森本委員、藤井委員を任命するものでございます。

つづいて、条例の改正についてでございます。昨年の第13回及び第14回定例教育委員会でご承認いただきました『奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例』、『奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例』の2件でございます。以上が教育委員会関係の議案です。

次に、12月6日と7日に行われました、代表質問についてでございます。自由民主党改革の中村議員から『道徳教育について』、なら元気クラブの梶川議員から『過疎地の学校対策について』、公明党の大国議員から『学校施設の内装木質化について』質問があり、教育長より答弁いたしました。

次に12月10日と11日に行われました一般質問についてでございます。自由民主党改革の奥山議員から『いじめ問題への対応について』、『併設型の県立中学校について』、『児童生徒の進路について』、自由民主党の辻本議員から『地域と共にある学校づくりについて』質問があり、これらも教育長より答弁いたしました。

次に、12月12日に行われました、文教くらし委員会についてでございますが、日本共産党の宮本議員から『社会教育センターの指定管理について』、『中高一貫教育について』、『高校再編後の主な状況について』、『特別支援教育の過密化について』、『特別支援学校のキャリア教育について』、『平城宮跡第一次朝堂院広場整備について』、みんなの党の浅川議員から『いじめ問題について』、『教職員に対する人事評価について』、なら元気クラブの和田議員から『中高一貫教育校の設置にあたっての課題について』質問があり、教育長、教育次長、各課室長より答弁いたしました。

最後に閉会日の12月14日には、文教くらし委員長報告が行われ、教育委員会関連の議案は可決成立いたしました。12月県議会の概要は以上でございます。」

議案及び議事内容

松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

松村委員長「よろしいでしょうか。報告いただいた内容について承認してよろしいか。」

各委員一致で承認

松村委員長「報告事項1については承認いたします。」

報告事項2 平成25年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員について

松村委員長「議決事項2について説明願います。」

教育長「平成25年度奈良県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者募集人員につきまして、学校教育課長よりご報告いたします。」

学校教育課長「特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要項につきましては、9月の定例教育委員会にて了承いただいておりますが、今回は募集人員につきまして報告いたします。幼稚部は盲学校及びろう学校に設置されています。高等養護学校を除く特別支援学校すべて9校の高等部につきましては、これまで事前の教育相談を通じて、入学を希望しているすべての各学校の障害種別に該当する幼児及び生徒を全員受け入れてきております。平成25年度もこの基本的な方針に従いまして募集人員を設定したいと考えております。なお、各学校の募集人員は平成24年12月1日現在の希望者数をもとにしまして、幼稚部については1学級当たりの定員5名の学級数分、従いまして5の倍数、高等部につきましては1学級当たりの定員8名の学級数分、従いまして8の倍数をそれぞれの学級数分を基礎として算出しています。従いまして平成25年度は幼稚部が盲学校、ろう学校合わせまして35名、高等部はすべて合わせて280名、盲学校に設置の高等部専攻科8名の合計323名としたいと考えています。」

松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

佐藤委員「募集人員が5の倍数、8の倍数となっておりますが、応募者全員を受け入れることになっているのですね。」

学校教育課長「はい。そのようになっています。」

松村委員長「募集人員が8名であっても、応募人数がそれを下回ることもありますね。」

学校教育課長「はい。7名である場合もありますし、1名である場合もあります。」

松村委員長「一般の学校では定員割れの問題もあるようですが、そのような点は特別支援学校の場合はどの様になっていますか。」

学校教育課長「特別支援学校の場合は、定員割れの問題はありません。希望する生徒をすべて受け入れるという原則で設定しています。」

花山院委員「知的障害種別の入学には、希望のほかに学校や医師からの指導といったものがあるのですか。基準といったものがあるのですか。」

学校教育課長「知的障害の児童生徒あるいは発達障害の児童生徒は、特別支援学校が相当か、地域の小・中学校が相当かは、障害の程度や状態により、就学指導委員会の協議を経て各市町村教育委員会の判断となります。医師の診断や発達検査等をもとに判断しています。」

議案及び議事内容

花山院委員「近頃、ここ10年くらいの間で発達障害の人たちの数が、増えつつあるということがあると思います。それに対して県は適切に対応して、募集人員を定めているというのが現状ということですね。」

松村委員長「他によろしいでしょうか。原案どおり承認してよろしいか。」

各委員一致で承認

松村委員長「報告事項2については承認いたします。」

その他報告事項

委員長「この他に報告・連絡事項等をお願いします。」

教育長「その他報告事項が5件ございます。生徒指導支援室長から1件、人権・地域教育課長から3件、保健体育課長から1件報告いたします。」

1 「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」の策定について

生徒指導支援室長「平成24年6月に発生した桜井市立中学校におけるいじめ問題の分析、検証結果等を参考に、県内全ての学校で活用できる『いじめ早期発見・早期対応マニュアル』を策定しました。昨年12月20日に、各市町村教育委員会の担当者及び各学校の管理職等を対象としたいじめ問題に関する緊急連絡会議を開催し、いじめ対応の基本や警察との連携の仕方、『いじめ早期発見・早期対応マニュアル』の活用について研修をいたしました。

この緊急連絡会を受けて、各学校では、できるだけ早い時期に校内研修会を実施いただくようお願いしております。研修会では講師として、生徒指導支援室の指導主事を各学校の要請に応じて派遣しているところです。既に今週、来週と予定が入っている状況です。なお、マニュアルのほかにいじめに関する研修状況のアンケートを添付しています。今後も各学校と情報交換をしながらしっかりと連携を進める意味を込めまして、各学校の研修会の様子、特に研修会で出た疑問、質問、問題点等を記入いただき、当室まで回答していただくという情報交換をしたいと考えています。

では『いじめ早期発見・早期対応マニュアル』についてですが、マニュアル策定のコンセプトは、『原点に立ち返ること』としました。表紙に示しております『いじめは決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものです』とし、いじめの早期発見に努めることを訴えました。

また『いじめの早期対応の手法』では、対応の手法をいじめの深刻度で『学校内で解決を目指す事象』と『学校内だけでは解決が困難な事象』に分けて示しました。まず『学校内で解決を目指す事象』の、『いじめ（疑われるものを含む）事象を認知した場合』の対応です。できる限りこのレベルで問題が解決されるよう早期にいじめを認知することを望みます。もう一つは、『対応が複雑又は困難であると考えられるいじめ事象の認知の場合』です。このような事象の場合は、認知から24時間以内に校内の職員による関係者会議を設置し、状況の把握、指導方針、役割等の決定を行い、職員会議において、教職員の共通理解を図ると共に、警察等の関係機関への相談も行うこととしています。また、報告は市町村教委、県教委にも行うこととしています。

『学校内だけでは解決が困難な事象』である『深刻ないじめ事象を認知』の場合の対応では、認知と同時に管理職は、市町村教委、県教委に報告し、同時に各教育委員会はそれぞれの設置者である知事、あるいは市町村長にも報告を上げることしました。また、認知から24時間以内に緊急対策会議を設置し、学校の教職員だけではなく、各教育委員会、警察、PTA、学校評議員等とも連携しながら状況把握、指導方針、役割分担等を決定します。具体的な指導・支援は、いずれのケースも、報告・連絡・相談・記録を徹底しながら、加害者への指導、被害者への支援、友人・知人、それからいじめの場合、観衆や傍観者への指導・支援も分類し記載しました。

また、保護者・関係機関との連携についても示しました。特に今回、警察との連携を強調し、『いじめと犯罪は地続き』であるとしていじめの態様例とそのことに関連する刑法等を明記しま

議案及び議事内容

した。いじめは、人の命や財産等を奪う重大な事案になり得ることから、学校ではこれまでの人権教育や道徳教育、モラル教育等に加えて、法教育にも触れていく必要性を示しました。

そのほか、いじめ問題に対する学校の基本的な考え方やいじめの特徴、子どもとの関わり、いじめの相談窓口についても記載しました。

また『いじめを許さない学校づくりのための6つの取組』の予防の部分では『個人別生活カード』等の活用について触れています。日常的に発生したいじめ等、様々な出来事を『個人別生活カード』に記録し、学年が進行しても継続して次のクラス担任が記載し、指導に役立たせる提案をしました。現在『個人別生活カード』を県教委で作成し、各学校へ配布できるよう予算要求中です。」

2 平成24年度人権教育ミドルリーダー育成講座の実施について

人権・地域教育課長「『人権教育ミドルリーダー育成講座』は、今後およそ10年間で小中学校の教職員の約半数が入れ替わるという状況を踏まえ、これまで本県で培ってきた人権教育の取組を継承・発展させ、県内各地域・学校における人権教育のリーダーを育成することを目的に本年度から開講いたしました。受講は、49歳以下で10年経験者研修を修了したミドルリーダー層の教員等を対象とし、市町村教育委員会を通じ応募した小学校9名、中学校4名、市教育委員会指導主事1名の計14名が受講しています。年齢構成は、30歳代が2名、40歳代前半が7名、40歳代後半が5名となっております。この講座では、2年間にわたり計8回の講座を受講するとともに、学校での実践を課し、その結果を受講者で共有したり、新たな手法を取り入れた講座内容に取り組むなど、市町村や学校の参考となるような研修講座としています。

第1回は、平成24年12月6日午後、県立同和問題関係史料センターにおいて開催しました。開講式の後、『性的少数者の人権』に関する講義と質疑・意見交換を行っています。第2回は、平成24年12月25日、1日メニューで県立教育研究所において開催し、午前は、県の人権教育推進についての基本方針などについて、当課の指導主事による研修、午後からは一般の教職員にも広く受講対象を拡げまして、人権教育実践力up講座として、57名の参加者により、いじめの未然防止に向けた講義・演習・実践発表を行いました。第3回は、平成25年2月22日に開催する予定です。平成25年度につきましては、新規受講者として、更に15名程度を募集する予定です。」

3 平成24年度識字合同学習会（第11回ふれあい広場）の開催について

人権・地域教育課長「平成24年度の識字合同学習会を、平成24年12月8日土曜日13時30分から16時まで、川西町の川西文化会館コスモスホールで開催いたしました。この学習会は、識字問題が社会全体で取り組むべき重要な人権課題であるとの認識と理解を促進し、県内識字活動の更なる発展と、充実を図ることを目的に開催しているものでございます。参加者は、識字学級関係者、県・県教育委員会関係者、人権教育推進協議会関係者、中学校夜間学級関係者等、245名の参加がありました。

当日は、川西小学校5年生児童による演能、高田小学校合唱部によるミニコンサート、県内識字学級等の活動の紹介、夜間学級生、東市小学校5年生児童による作文発表を行っています。また、特別支援学校の生徒が当日の運営に参加しています。

4 奈良県社会教育センターの愛称募集について

人権・地域教育課長「先ほど、議決をいただきました奈良県社会教育センター研修施設について、奈良県社会教育センター研修施設指定管理者選定審査会より、広報の在り方を工夫し、ユーザーを増やす努力をすることとの意見をいただいております。また、12月県議会におきましても、広報の充実について、ご意見をいただいたところです。そこで、社会教育センター研修施設の周知と利用促進を改めて図るため、愛称を募集したいと存じます。周知・公募期間は、平成25年1月中旬から4月中旬の桜の季節とし、選定委員会による選定を経て、5月中旬に公表したいと考えております。

5 「チャレンジ運動フェスタ！」実施報告について

保健体育課長「平成24年12月22日土曜日、奈良県立橿原公園第1体育館において平成24年度チャレンジ運動フェスタを開催いたしました。第1部はなわとびで児童が競い、2人ひと組のペア

議 案 及 び 議 事 内 容

なわとびには、138組のペアがエントリーしました。そして、8の字大なわとびでは6人から20人程度のグループで8の字になって縄を跳んでいくもので、37チームが参加し記録に挑戦しました。第1部については児童が約490名の参加でした。引き続き、第2部では、『親子でチャレンジ』と題して親子体操教室を実施し、昨年同様『らくがきっ子体操クラブ』からインストラクターを招き、総勢1,000人が1時間あまりなごやかに体を動かしながら時間を過ごすことが出来ました。来年度に向けまして、まずは募集しているところの、県のホームページを活用した『外遊び、みんなでチャレンジ！ウインター』の部の充実に向け現在取り組んでいるところです。」

松村委員長「報告のありました5件のその他報告事項について、ご意見、ご質問はございませんか。」

松村委員長「生徒指導支援室長から報告のありました『いじめ早期発見・早期対応マニュアル』は各学校に配布されたものですか。それとも全教員に配布されたものですか。」

生徒指導支援室長「県内すべての教職員に配布しています。」

森本委員「県内の市町村教育委員会の対応はどのようになっていますか。」

生徒指導支援室長「昨年12月20日に行いました、緊急連絡会議の折にも各市町村教育委員会から管理職あるいは担当者が出席されました。県教委が作成しましたこのマニュアルについては、あくまでも一つの対応例であります。それぞれの市町村教委でこれを参考に独自で作成されることも良いのではないかと考えています。県教委と市町村教委と市町村立学校も含めて連携がうまく取れつつある状況ですので、より今後も連携をしながらいじめ対策、子どもたちの暴力行為、規範意識の向上等を対応したいと考えています。」

森本委員「良い形で作っていただいて、県としてのサンプルを大きく示しているわけですから、各市町村の教育委員会と県教育委員会がともに連携して、アンケートの活用についてもきっちりと対応していただければ、趣旨に沿った形ができあがるのではないかと思います。」

生徒指導支援室長「アンケートにつきましては、各市町村教育委員会の了解を得て各学校から当室へ直送してもらい、当室からそれぞれの学校へ回答して行くようにしています。市町村教委と連携しながら、市町村立学校とも直接、県教育委員会とやりとりする形もスムーズになってきています。緊急性がある場合は特に市町村教育委員会の了解を得て対応しているところです。」

松村委員長「昨年はいじめに関する深刻な問題がありましたが、今年はそのような状態になる前にみんなで守ってあげたいと思います。」

教育長「いじめの問題に関する緊急調査の結果では、実施時点として6,500件ほどの件数がありました。一件一件、着実に対応していきたいと思っています。その後に発生するであろうもの、既に対応済みのもものもあります。学校からの情報についてもFAXやメールで情報を得て対応していきたいと思っています。市町村教委との関係においては、県教委の対応が出て行き過ぎている感もありますが、市町村と県との関係は、補完の関係にあると思っています。いじめの問題は教育界全体で対応していかなければならない課題ですので、県教委はあえてそこまで対応し、市町村教委と協力する体制になっています。県教委から直接市町村立学校の事案についても対応していく体制になっていますが、良い関係にありますので、緊急調査の結果の膨大な件数も対応していけるのではないかと考えています。」

花山院委員「前回の定例教育委員会の奈良県の指導方針でも同様のことを述べましたが、この『いじめ早期発見・早期対応マニュアル』は教職員のために作成されたものですが、この内容が保護者にも伝わる、学校、県も真剣に取り組んで、このような方法を具体的に考えていることを伝えることによって、保護者に安心してもらえらるでしょうし、保護者の方が何か感じ取られて、

議案及び議事内容

いじめの発見につながるということもあるのではないかと思います。あくまでこのマニュアルは教師向けではあるでしょうが、保護者の方に具体的に系統的に出来ていることをわかってもらうことは、安心感を持ってもらえるのではないかと思います。」

松村委員長「いじめは学校の教員だけに見えるものではなく、教員の見えないところでも起こります。花山院委員がおっしゃったように、保護者や一般社会の方にも協力していただかないと、解決が難しくなるとは困りますので、そのような発信はした方がよいと思います。」

生徒指導支援室長「『いじめ早期発見・早期対応マニュアル』は既に県のホームページに掲載しています。この対応は、緊急的な当初予算になかった対応ですので各学校の教職員と各学校PTA役員に各5部の配布をし、現在増刷中になっています。その分を広く配布していきたいと考えています。」

松村委員長「他によろしいでしょうか。ご了承いただけますか。」

各委員了承

委員長「その他報告事項については了承いたします。」

委員長「本日の議案はすべて終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」

